

1 パブリックコメントへの対応について

(1) 概要

- ① 意見募集期間 令和3年2月9日～令和3年3月1日
- ② 意見提出件数 20件（3団体、4個人）

(2) 意見を踏まえ、修正・追加を行う事項

区分	主な意見	県の考え方												
【第2部】保健医療提供体制の基盤整備 第2章保健医療・介護従事者 8 歯科衛生士 (当該項目：意見4件)	歯科衛生士の就業場所別割合における内訳を詳細に明記すること	「就業場所別割合では、平成30年度末では病院が4.2%、診療所が93.0%となっている」 ↓ 「就業場所別割合では、平成30年度末では、 <u>歯科診療所が5,538人(93.0%)、病院が251人(4.2%)、行政が74人(1.2%)、介護保険施設、学校及び養成所、事業所・その他となっている</u> 」へ修正												
	保健所設置市を除く市町36市町の中で、歯科衛生士の設置市町の割合(%)を追加で記載すること	「保健所設置市以外市町では15人が配置されている」 ↓ 「保健所設置以外の36市町のうち9市町(25%)で13人が配置されている。」へ修正												
	推進方策に記載の歯科衛生士バンク(令和2年度設立)について、「兵庫県歯科衛生士センター」という記述にすること	「兵庫県歯科衛生士センター(歯科衛生士バンク)」と記載を修正												
【第4部】5疾病5事業及び在宅医療の医療連携体制の構築 第11章 在宅医療・かかりつけ医 (当該項目：意見2件)	在宅医療体制の充実で数値目標として在宅療養支援歯科診療所数をあげているが、レセプト等を用いて実態の訪問を行っている診療所数を目標とするのが適切ではないか。	以下のとおり目標設定 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>現状</th> <th>目標</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問歯科診療を実施している診療所数</td> <td>1,154(2018)</td> <td>対2018比約124%</td> <td>1,429箇所程度(2023)</td> </tr> <tr> <td>訪問歯科診療を実施している病院数</td> <td>8箇所(2018)</td> <td>対2018比約124%</td> <td>10箇所程度(2023)</td> </tr> </tbody> </table> ※訪問診療を実施している病院・診療所数については目標として設定済	項目名	現状	目標	備考	訪問歯科診療を実施している診療所数	1,154(2018)	対2018比約124%	1,429箇所程度(2023)	訪問歯科診療を実施している病院数	8箇所(2018)	対2018比約124%	10箇所程度(2023)
項目名	現状	目標	備考											
訪問歯科診療を実施している診療所数	1,154(2018)	対2018比約124%	1,429箇所程度(2023)											
訪問歯科診療を実施している病院数	8箇所(2018)	対2018比約124%	10箇所程度(2023)											

(3) 今後の取組みの参考とする事項等

区分	主な意見	県の考え方
【第4部】5疾病5事業及び在宅医療の医療連携体制の構築 第3章災害医療 (当該項目：意見1件)	「災害関連死」を事後対応だけでなく、事前防災として予防することが重要と考えますので、追加方策として、保健医療調整本部の整備内容に「災害関連死」を予防する記述をお願いしたい	「災害関連死」には、非常に多様な事例が含まれるため、保健医療計画への位置付けについては、国の検討状況を踏まえつつ、次期計画策定時に改めて検討を行う。 なお、保健医療調整本部での連携方策の検討にあたっては、いただいたご意見も参考に、避難所での二次的健康被害の防止等の視点も踏まえて取り組んでいく。

2 保険者協議会からの意見への対応について

(1) 概要

- ① 令和2年12月18日に保健医療計画の中間見直しについて、同会に意見照会
- ② 令和2年12月24日に、同会における説明を実施
- ③ 意見提出件数 12件

(2) 意見を踏まえ、修正・追加を行う事項

区分	主な意見	県の考え方
第4部第7章 脳卒中(脳血管疾患)対策 (当該項目：意見2件)	「現状」(4)発症予防 特定健診の受診率を最新のデータに更新すること。	「特定健診の受診率は49.6%と全国平均(53.1%)と比較して低く、29位である」(平成29年度の「特定健康診査・特定保健指導の実施状況」)へ修正 ↓ 「特定健診の受診率は51.1%と全国平均(54.4%)と比較して低く、29位である」(平成30年度の「特定健康診査・特定保健指導の実施状況」)へ修正
第4部第11章 在宅医療・かかりつけ医 (当該項目：意見3件)	「推進方策」(8)の② 「医療と介護の多職種連携による支援」 歯科衛生士の活動を進めていくために、歯科衛生士に指示を出せる歯科医師が多職種連携に関わっていかねばならない。	「かかりつけ医と連携のもと、リハビリテーション専門職や管理栄養士、歯科衛生士等の多職種連携による支援を推進する」 ↓ 「かかりつけ医・歯科医と連携のもと、リハビリテーション専門職や管理栄養士、歯科衛生士等の多職種連携による支援を推進する」へ修正

(3) 今後の取組みの参考とする事項等

区分	主な意見	県の考え方
【全般】 (当該項目：意見5件)	見直し後の計画期間(令和3年度から5年度)においては、感染症対策を含む本計画内の各取組の進捗確認・評価を行い、社会・経済情勢の変化や大幅な制度改正などがあつた場合には、必要に応じて計画を見直すこと。	各分野に数値目標を設定し、達成状況を原則として毎年度把握して、医療審議会保健医療計画部会において、推進方策の内容や実施方法の妥当性を検証する。そのうえで、課題を抽出し、施策の内容・方法の見直しを行うなど、その進行管理に的確に取り組んでいく。
第4部第11章 在宅医療・かかりつけ医 (当該項目：意見3件) ※(2)で記載の意見数と重複	在宅医療における多職種連携を推進するためには、ICTの活用が重要。在宅医療地域ネットワーク(バイタルリンク)の認知度向上のため、市町に対する行政側からの広報を検討いただきたい。	県及び県医師会・郡市区医師会が主催する研修会等において、医師・多職種に対して幅広く周知し、システムの普及や理解の促進を図っている 市町に対しても同様に、県としてこれまでの取組の成果等を周知し、理解を図っていく。

3 第5部第1章結核・感染症対策「3 感染症対策」について

(1) 国の動向等を踏まえ修正・追加を行う事項

区分	県の対応
第5部第1章 結核・感染症対策 3 感染症対策	【新型コロナウイルス感染症対応等新興感染症に対応した今後の医療提供体制の構築】の項目について、これまでの県の取組や国の動向を踏まえ下記の下線部分を追記  今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、我が国の医療提供体制に多大な影響を及ぼし、地域医療の様々な課題が明らかとなった。そのような中、国において、今回の対応により得られた知見を踏まえ、今後、新興感染症等が発生した際に、行政・医療関係者が連携の上、円滑かつ効果的に対応できるよう、当該新興感染症等以外の医療連携体制への影響を勘案しながら、今後の医療提供体制の構築に向けた考え方について社会保障審議会医療部会において議論が行われている。 本県では、検証によって明らかになった課題も踏まえて、 <u>医療機関や関係団体との連携を尚一層密にしつつ、各圏域の地域医療構想調整会議等において、必要な医療機関の機能分担と連携に向けた検討を実施するとともに、県における総括検証と国の考え方を踏まえ、感染症対策及び今後の医療提供体制の構築に向けた検討を行っていく。</u>